

令和5年第2回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第2号)

招 集 年 月 日	令和5年2月22日		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和5年2月22日 14時00分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和5年2月22日 14時30分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 10 名 欠 席 0 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △⊗ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	宮本 千春	○
	2	河野 幸枝	○
	3	笠井 清孝	○
	4	栗栖 芳秋	○
	5	佐藤 潤	○
	6	富永 富幸	○
	7	沖 貴雄	○
	8	武本 宮紀	○
	9	小笠原 敏子	○
	10	河本 穂津雄	○
議事録署名委員	7 番	沖 貴雄	
	8 番	武本 宮紀	

議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 12 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第 13 号から 15 号について関連事案ですので合わせて事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 13 号の譲渡人の住所は [REDACTED]、お名前が [REDACTED] さんです。譲受人の住所は [REDACTED]、お名前が [REDACTED] さんです。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字土居字砂田、地番が 222 番、225 番、地目が田と畑、面積が合計で 1,057 m²です。申請理由は譲渡人は高齢のため譲り渡す。譲受人は事業地の拡張を図るため譲り受ける。となっております。</p> <p>議案第 14 号の譲渡人の住所は [REDACTED]、お名前が [REDACTED] さんです。譲受人は同じく [REDACTED] さんです。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字土居字砂田、地番が 223 番 1、223 番 2、地目が田、面積が合計で 948 m²です。申請理由は同じく譲渡人は高齢のため譲り渡す。譲受人は事業地の拡張を図るため譲り受ける。となっております。</p> <p>議案第 15 号の譲渡人の住所は [REDACTED]、お名前が [REDACTED] さんです。譲受人は同じく [REDACTED] さんです。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字土居字砂田、地番が 224 番、226 番、地目が田と畑、面積が合計で 1,118 m²です。申請理由は同じく譲渡人は高齢のため譲り渡す。譲受人は事業地の拡張を図るため譲り受ける。となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続いて 3 番委員から説明をさせていただきます。</p>
3 番委員	<p>議案第 13 号について報告いたします。議案書 23 ページ、図面は 24、25 ページをご覧ください。それから、議案第 14 号について報告いたします。議案書 26 ページ、図面は 27、28 ページをご覧ください。議案第 15 号についての報告いたします。議案書 29 ページ、図面は 30、31 ページをご覧ください。</p> <p>2 月 15 日、申請人の代理の [REDACTED] 行政書士に電話確認し、現地確認してきました。本事案は、譲渡人の [REDACTED] さん、[REDACTED] さん、[REDACTED] さんによります、売買による所有権移転事案です。申請人は高齢で、今後田として耕作も難しく後継者もいないので譲渡したいとのことでした。譲受人は、[REDACTED] は事業拡張のためにこの土地を購入したい、ということでした。なお、[REDACTED] は、別紙の資料をちょっとご覧ください。黄色い線で囲まれてる土地を、令和 3 年 1 月 4 日に別紙の場所の申請をされ購入されておりますが、その後全く工事を行っていないため、その経緯と今後についての具体的なスケジュールについて質問させていただいたところ、購入後今回の議案の譲渡人の方々から土地の購入依頼があったために、工事に着工できなかったということでした。また、今後</p>

	<p>については、別紙のスケジュールとおりに工事されるとの回答をいただきました。</p> <p>今後のスケジュールについての具体的な回答もいただき、周辺営農条件に支障を生じる恐れもないと認められ、許可相当と判断しました。審議のほどよろしく申し上げます</p>
議長	<p>それでは、議案第 13 号から 15 号について、審議に入ります。議案第 13 号から 15 号について質疑はありませんか。</p>
議長	<p>私の方で 1 点、たぶん問題なしに手続きされているとは思いますが、中山間の分についての手続きがされているかということと、もう 1 点議案書これ訂正が必要だと思うんですが、29 ページが議案 15 号が 13 号になってますんで、これ訂正してもらった方がいいと思います。</p>
事務局	<p>事務局の方から中山間交付金、多面的交付金の状況についてご説明させていただきます。中山間交付金、多面的交付金については、いずれも令和 4 年度において中途脱退ということで違反事項に該当しますので、返還の手続きを今進めているところです。多面的交付については既に相殺交付をしておりますので、返還相当額を県に納付返還するという手続き中です。中山間交付金については、今年度中に土居の集落協定の方から返還を受けますので、それも県の方に支払う予定としております。以上です。</p>
議長	<p>その他、質疑はありませんか。</p>
事務局	<p>29 ページの修正についてはすいません。お手数ですが、修正のほどよろしく申し上げます。</p> <p>あと、こちらの案件につきましては、第 1 種農地ということで、来月県の農業会議の方で説明をさせていただく予定となっておりますので、許可日としては早くて 3 月 17 日となっております。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、議案第 13 号から 15 号について、審議に入ります。議案第 13 号から 15 号について質疑はありませんか。</p>
	<p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 13 号から 15 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので議案第 13 号から 15 号は申請のとおり承認決定いたしました。</p> <p>次に報告事項に入ります。報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>報告事項の説明を3点させていただきます。</p> <p>1点目は第18回女性の農業委員会活動推進シンポジウム等の開催について通知が来ましたので案内させていただきます。資料2、2ページをご覧ください。こちらは女性委員に関する研修会で、既にご自宅に案内が発送されていると思います。開催場所は東京都となっております。今年度はまだ旅費の予算もありますので参加されたい方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>2点目は令和4年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について通知が来ましたので案内させていただきます。資料3、8ページをご覧ください。3月15日に東区民文化センターで研修会が行われます。研修内容は目標地図や地域計画の策定についてです。</p> <p>3点目は農業委員会ウーマンネット広島（東部・西部・南部）ブロック合同意見交換会についてです。資料4、11ページをご覧ください。こちらは女性委員が対象です。先ほどの研修会と同日開催となっており、午前中女性委員のブロック会議をグラノード広島で行い、午後から東区民文化センターで農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が行われます。参加希望の方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>報告事項について質疑はありませんか。</p> <p>（全員質疑なし）</p>
議長	<p>それでは無いようでしたら報告事項を終わります。</p> <p>これをもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。</p> <p>これで、令和5年第2回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。（14：30）</p> <p>以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。</p> <p>議 長</p> <p>7 番委員</p> <p>8 番委員</p>